

# ～ 事業主の皆様へ～

## 雇用管理等に向けたアドバイス（第8号）

日頃よりハローワーク村上をご利用いただき有難うございます。  
この広報紙は、事業主の皆様が必要とする情報を発信する目的に作成しています。  
従業員の募集、雇用管理などの参考としていただければ幸いです。  
平成29年度も引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ハローワーク村上 求人部門  
(☎ 0254-53-4141)

### ① お仕事をお探しの方が応募したくなる求人とは？

＜雇用統計情報 1月号より抜粋＞

	管理	専門・技術	事務	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設採掘	清掃・包装等
有効求人	2	135	44	26	121	14	18	145	46	89	11
有効求職	2	40	113	39	69	2	22	109	47	39	71
求人倍率	1.00	3.38	0.39	0.67	1.75	7.00	0.82	1.33	0.98	2.28	0.15

お仕事を探される方が減少してきており、当所管内でも求人倍率が1倍を超える状況が続いています。上記表中において、求人倍率が1倍を上回る職種については求人数が求職者を上回り、人材確保が難しい職種と言えます。

このため、求人票の作成にあたりましては「**お仕事をお探しの方が応募したくなる求人（魅力がある＝分かりやすい求人）の作成**」に取り組むことも人材募集には必要です。特に、未経験者に募集内容を理解してもらう視点での求人票作成に取り組んでいただくことがポイントです。

また、お仕事をお探しの方は正社員での再就職を希望する傾向が高くなっていますので、ぜひ、正社員での募集の検討をお願いいたします。別紙のリーフレットを参照してください。

～今回は運送業関係職種の求人票記入編です～



○お仕事をお探しの方が知りたいこと

教えて？

- ・どのような積み荷を扱いますか？
- ・どのような車両を運転しますか？
- ・運転区域はどの辺ですか？
- ・どんな運行ですか？

なるほど

○求職票の「仕事の内容欄」記入例

これでOK

積み荷は主に〇〇です。積み荷の積込はフォークリフトを使用します（フォークリフトも自身で運転します）。10tトラックで新潟～関東、新潟～関西を3日運行で運搬します。冬期間の運行もあるため、大型運転の経験者を募集しています。

### ② 求人票に「代表者名」が表示されるようになりました

ハローワークでは、求人と求職のよりよいマッチングのため、求人票の記載内容を充実させるとともに、事業所情報の透明性を高めるため、平成29年2月20日から求人票の会社の情報に「代表者名」を表示することになりましたのでご理解をお願いいたします。

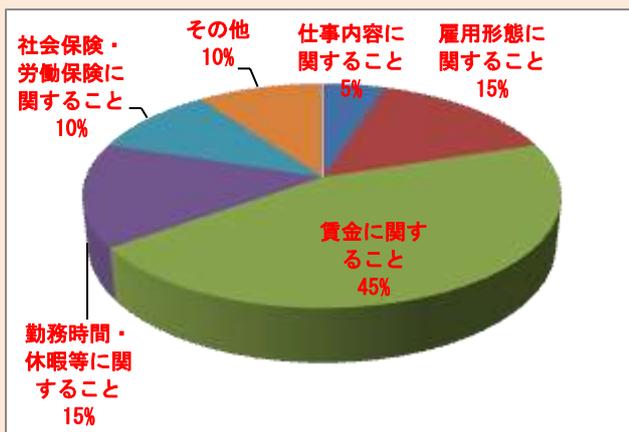
(H290401)

## 事業主のみなさまへ

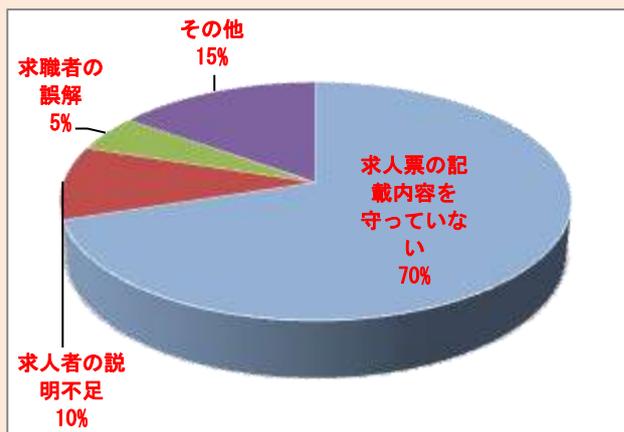
### 面接時の労働条件の説明・採用時の「労働条件通知書」の交付等をお願いします

ハローワークでは、お仕事を探されている方や就職された方から求人内容との相違について相談が寄せられることがあります。相談内容は様々ですが下記のような傾向がみられます。

#### 1 相談内容別



#### 2 要因別



相談内容では、賃金に関する事、雇用形態に関する事、勤務時間・休暇等に関する事の割合が高く、要因では、求人票の記載を守っていないとの相談割合が高くなっています。要因については相談者の誤解に伴う場合もありますが、一方では、初めて給料をもらうまで自分の労働条件が分からなかったといった相談もあり、面接時や採用時に労働条件等の十分な説明が行われていないことも少なくはないようです。

これらのトラブルを避けるためにも、面接時の求人内容の十分な説明、採用時の労働条件通知書の交付をお願いいたします。

せっかく出会いのあった人材が、気持ちよく入社し、トラブルなく長期間働いていくことができる環境を整備することも人材確保のポイントになりますのでご配慮をお願いいたします。

面接時は、求人票に記入されている内容を詳しく具体的に説明してください。また、仮に求人票に記入のない仕事をする可能性があれば、後日、知らなかったといったことがないよう、その仕事内容も説明してください。

応募者に提示する労働条件等は、求人票記載の労働条件を順守するようにしてください。採用を検討する上でやむを得ずに労働条件を変更する場合は、トラブルを避けるため、その理由等を応募者へ十分に説明してください。

労働契約締結に際し「労働条件通知書」を交付してください。労働条件通知書の交付は労働基準法第15条で義務付けられています。求人票は、労働条件通知書の代わりにはなりません。（労働条件通知書のモデル様式は、厚生労働省HP「主要様式ダウンロードコーナー」から入手できます）。なお、詳しくは新発田労働基準監督署にお問い合わせください（0254-27-6680）。